

## 基準11 管理運営

## (1) 観点ごとの分析

観点11 - 1 - : 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

## (観点に係る状況)

本校では、全ての教職員が、学則第1条に規定する本校の目的の達成を目指し、明確な方針の下に、それぞれの創意を発揮しながら互いに協力して職務を遂行できるようにすることを目標とした管理運営が行われるよう、「木更津工業高等専門学校の組織及び運営に関する規則」(以下「組織運営規則」という。)(資料11 - 1 - - 1)が制定されている。

組織運営規則は、内部組織を定め、併せて本校の管理運営に関する主要な校務の処理手続を明らかにすることを目的としたものであるが、各条項において、校長、主事、各委員会及び会議等の役割が明確に定められており、特に第5条第3項において各主事の役割について明記されている。また、第3条において、各組織は、その職務上の権限に基づいて有効適切に校務を処理することについて校長に対して責任を負う「執行機関」と、その構成員の創意と判断を生かし、それぞれの役割に応じて執行機関の職務の遂行が公正妥当なものとなるよう援助する「審議機関」とに分類されており、前者については「第2章 内部部局及び執行機関」、後者については「第3章 審議機関」において詳細に規定されている。

なお、第22条において「教官会議」について定義されているが、これは本校の運営に関する重要事項等について審議し、必要な情報について連絡し、本校における校務の執行について総括的に評価するための機関である。また、本校の校務の執行に関する重要事項について合議決定するため、校長及び各主事等を構成員とする「運営協議会」が設置されているが、この詳細については第23条で規定されている。

また、諸規則等において示されているとおり、本校の諸組織の全ての活動に関しては、全体を把握した校長のリーダーシップのもとで諸活動が行われるよう管理運営体制が組まれており(資料11 - 1 - - 2)、各種委員会等においてまとめられた提案事項等は、最終的には運営協議会に諮られ、校長が最終決断を行う体制となっている。

## (分析結果とその根拠理由)

本校では、学校の目的を達成するための諸規則が良く整備されており、種々の問題に対する迅速な対応が可能となっている。また、校長及び各主事等の役割も明確に定められており、中期計画の策定等も校長のリーダーシップのもとで滞りなく行われた。よって、本校では効果的な意思決定が行われていると判断される。

資料11 - 1 - - 1 ( 1 / 8 )

## 木更津工業高等専門学校の組織及び運営に関する規則

## 木更津工業高等専門学校の組織及び運営に関する規則

## 第1章 総則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）の管理運営のため独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則（以下「機構規則」という。）第5条の規定による本校の内部組織を定め、併せて本校の管理運営に関する主要な校務の処理手続を明らかにすることを目的とする。

(管理運営の目標)

第2条 この規則による本校の管理運営は、すべての教職員が、学則第1条に規定する本校の目的の達成をめざし、明確な方針の下に、それぞれの創意を發揮しながら互いに協力して職務を遂行できるようにすることを目標とする。

(執行機関と審議機関)

第3条 この規則第2章に規定する執行機関は、その職務上の権限に基づいて有効適切に校務を処理することについて校長に対して責任を負い、第3章に規定する審議機関は、その構成員の創意と判断を生かし、それぞれの役割に応じて執行機関の職務の遂行が公正妥当なものとなるよう援助するものとする。

(校務の処理手続)

第4条 この規則に定める2以上の機関に関連のある重要な校務の処理手続については、この規則に定めるものの外、それぞれの事項ごとに、内規又は要項として別に定める。

## 第2章 内部部局及び執行機関

(主事)

第5条 機構規則第5条第1項の規定により本校に教務主事、学生主事及び寮務主事を置き、教務主事は教授をもって充て、副校長の名称を附加する。学生主事及び寮務主事は教授又は助教授をもって充て、校長補佐の名称を附加する。

2 教務主事、学生主事及び寮務主事の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 教務主事、学生主事及び寮務主事は、校長の命を受け、それぞれ、教育計画の立案その他教務に関すること、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）又は学寮における学生の厚生補導に関することを処理する。

(主事補)

第6条 前条に規定する各主事の職務を助けるため、教務主事補、学生主事補及び寮務主事補を置き、教授、助教授又は専任講師をもって充てる。

2 各主事補は、校長が任命し、その任期は2年とする。

3 各主事補は、主事に事故があるときは、その職務を代理する。

資料11 - 1 - - 1 ( 2 / 8 )

(専攻科長及び副専攻科長並びに専攻主任)

第7条 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)の規定により特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とする組織として、本校に機械・電子システム工学専攻、制御・情報システム工学専攻、環境建設工学専攻を置き、専攻科長及び副専攻科長並びにそれぞれの専攻に専攻主任を置く。

- 2 専攻科長は、教授をもって充て、校長の命を受け、専攻科を総括する。副専攻科長は、教授・助教授又は専任講師をもって充て、専攻科長を補佐する。
- 3 専攻主任は、各専攻ごとに第9条に規定する学科主任のうちから校長が任命し、当該専攻に関する諸事項を処理する。
- 4 専攻科長及び副専攻科長並びに専攻主任の任期は2年とする。

(事務部)

第8条 機構規則第5条第1項の規定により本校に事務部を置き、事務部に庶務課、会計課及び学生課を置く。各課の組織及び所掌事務については、別に定める。

- 3 事務部に、事務部長及び課長を置き、職員をもって充てる。

(学科主任)

第9条 工業に関する専攻分野を教育するための組織として、本校に機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、情報工学科及び環境都市工学科を置き、それぞれの学科に学科主任を置き、その学科の教授又は助教授をもって充てる。

- 2 学科主任は、当該学科に属する教員の総意に基づき校長が任命し、その任期は2年以内とする。
- 3 学科主任は、当該学科に関し、教育課程の編成、授業科目の分担その他学科内の教育研究活動の調整、学生の教育指導、就職あっせん及び進路指導並びに学科に供用される施設及び設備の管理に関する校務を掌る。

(学系及びその主任)

第10条 一般科目に関する授業科目のうち国語、社会、保健・体育、芸術及び外国語に関するものを担当する教員組織を人文学系、一般科目に関する授業科目のうち数学及び理科に関するもの並びに専門科目に関する授業科目のうち応用数学、応用物理及び各学科に共通する情報処理に関するものを担当する教員組織を基礎学系とし、それぞれの学系に学系主任を置き、その学系の教授又は助教授をもって充てる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、学系主任に、これを準用する。

(学年主任及び学級担任)

第11条 本校の各学年に対応して、学年主任、各学級に対応して、学級担任を置き、専任教員(助手を除く。)をもって充てる。

- 2 学年主任及び学級担任は、教務主事及び学生主事の推薦に基づき校長が任命し、その任期は1年とする。ただし、学年主任については、学級担任の中から任命するものとする。
- 3 学年主任は、当該学年の学級担任及び各主事との連絡調整に当たるものとする。
- 4 学級担任は、各学級の運営及び特別活動等に関する指導並びに学生各個人の厚生補導に関する校務を分担実施する。

資料11 - 1 - - 1 ( 3 / 8 )

## ( 指導教員 )

第12条 本校学友会の各部及び各同好会に対応して、指導教員を置き、専任教員をもって充てる。

- 2 指導教員は、学生主事の推薦に基づき校長が任命し、その任期は1年とする。
- 3 指導教員は、学生主事の総括のもとに部及び同好会の活動について指導と助言を与える。

## ( 舎監 )

第13条 学則第60条に基づき、本校の学寮に舎監を置く。

- 2 舎監の当直勤務は、寮務主事の定める割り振りに基づき、専任教員について校長が命ずる。
- 3 舎監は、寮務主事の総括のもとに寮生の共同生活の指導に当る。

## ( 図書館及びその長 )

第14条 本校に図書館を置く。図書館の運営その他必要な事項は、別に定める。

- 2 図書館に館長を置き、教授又は助教授をもって充てる。
- 3 館長は、校長が任命し、任期は2年とする。
- 4 館長は、図書館の管理運営に関することを総括する。

## ( ネットワーク情報センター及びその長 )

第15条 本校にネットワーク情報センターを置く。ネットワーク情報センターの運営その他必要な事項は、別に定める。

- 2 ネットワーク情報センターにセンター長及び副センター長を置く。センター長は、教授又は助教授をもって充て、副センター長は、教授、助教授又は専任講師をもって充てる。
- 3 センター長及び副センター長は、校長が任命し、任期は2年とする。
- 4 センター長は、ネットワーク情報センターの管理運営に関することを総括し、副センター長は、センター長を補佐する。

## ( 地域共同テクノセンター及びその長 )

第16条 本校に地域共同テクノセンターを置く。地域共同テクノセンターの運営その他必要な事項は、別に定める。

- 2 地域共同テクノセンターにセンター長及び副センター長を置く。センター長は、教授又は助教授をもって充て、副センター長は、教授、助教授又は専任講師をもって充てる。
- 3 センター長及び副センター長は、校長が任命し、任期は2年とする。
- 4 センター長は、地域共同テクノセンターの管理運営に関することを総括し、副センター長は、センター長を補佐する。

## ( 実習工場及びその長 )

第17条 本校に実習工場を置く。実習工場の運営その他必要な事項は、別に定める。

- 2 実習工場に工場長を置き、機械工学科に属する教授又は助教授をもって充てる。
- 3 工場長は、機械工学科主任の推薦に基づき校長が任命し、任期は2年とする。
- 4 工場長は、機械工学科主任の指導の下に、実習工場の管理運営に関することを総括する。

## ( 広報委員会 )

第18条 本校の広報誌その他の広報資料の作成について企画及び編集を行うため、本校に広報委員会を置く。

資料11 - 1 - - 1 ( 4 / 8 )

2 この委員会の運営その他必要な事項については、別に定める。

(ファカルティ・デベロップメント推進委員会)

第19条 本校の教育全般に対し、質の保証と向上を図る施策を審議し執行するため、本校にファカルティ・デベロップメント推進委員会を置く。

2 この委員会の運営その他必要な事項については、別に定める。

(JABEE認定・認証評価推進委員会)

第20条 本校が、JABEE認定を受け、またこの認定を継続するため並びに認証評価機関による認証評価を受けるために取り組むべき施策を審議し執行するため、本校にJABEE認定・認証評価推進委員会を置く。

2 この委員会の運営その他必要な事項については、別に定める。

(中期計画推進委員会)

第21条 独立行政法人国立高等専門学校機構の中期目標・中期計画に基づく本校の中期計画を策定し執行するため、本校に中期計画推進委員会を置く。

2 この委員会の運営その他必要な事項については、別に定める。

### 第3章 審議機関

(教官会議)

第22条 本校の運営に関する重要事項であって学生の教育にかかわるものについて審議し、教員の教育研究活動に必要な情報について連絡し、及び本校における校務の執行について総括的に評価するため、本校に教官会議を置く。

2 校長は、次の各号に掲げる事項を決定しようとする場合には、あらかじめ教官会議に諮問するものとする。

(1) 入学者の選考基準

(2) 学業成績の評価基準

(3) 学生の賞罰基準

(4) 学生に対する教育指導方針

(5) 学校の運営に関する基本的な規則等の制定又は改廃

3 この会議は、校長及び専任教員をもって構成し、議長は、校長及び主事以外の教員の互選によって定める。

4 この規則で定めるものの外、教官会議の招集、運営その他必要な事項は、教官会議が定める。

5 この会議の事務は、庶務課において処理する。

(運営協議会)

第23条 本校の校務の執行に関する重要事項について合議決定するため、本校に運営協議会を置く。

2 前項の重要事項のうち、学生の教育にかかわるものであって、あらかじめ教官会議の議を経ることが適当であると運営協議会が認めたものについては、案を付してこれを校長が教官会議に諮問するものとする。

3 運営協議会は、校長、教務主事、学生主事、寮務主事、専攻科長、事務部長、各学科主任及び各学系主任をもって構成し、校長が主宰する。

資料11 - 1 - - 1 ( 5 / 8 )

4 運営協議会の運営に関する必要な事項は、別に定める。5 運営協議会の事務は、庶務課において処理する。

( 入学者選考会議 )

第24条 第22条第2項第1号に基づき、入学者の選考について合議決定するため、本校に入学者選考会議を置く。

2 この会議は、次に掲げる教職員をもって構成し、校長が主宰する。

( 1 ) 校長

( 2 ) 教務主事、学生主事、寮務主事及び教務主事補

( 3 ) 専攻科長 ( 専攻科生の場合に限る。 )

( 4 ) 各学科・学系主任及び各専攻主任 ( 専攻科生の場合に限る。 )

( 5 ) 入試委員会委員

( 6 ) 面接担当教員

( 7 ) 作文担当教員 ( 推薦入学者の選抜の場合に限る。 )

3 前項の構成員以外の専任教員も会議に出席し、発言を求められることができる。

4 この会議の事務は、学生課において処理する。

( 成績審査会議 )

第25条 第22条第2項第2号に基づき、学生の各学年の課程修了及び卒業の認定について合議決定するため、本校に成績審査会議を置く。

2 この会議は、校長及び専任教員 ( 助手を除く。 ) をもって構成し、校長が主宰する。

3 前項の構成員以外の者を会議に出席させ、発言を求められることができる。

4 この会議の事務は、学生課において処理する。

( 賞罰審査会議 )

第26条 第22条第2項第3号に基づき、学生の表彰又は懲戒について合議決定するため、本校に賞罰審査会議を置く。

2 この会議は、次に掲げる教職員をもって構成し、校長が主宰する。

( 1 ) 校長

( 2 ) 教務主事、学生主事、寮務主事 ( 寮生の場合に限る。 ) 及び学生主事補

( 3 ) 専攻科長 ( 専攻科生の場合に限る。 )

( 4 ) 当該学科主任及び当該専攻主任

( 5 ) 当該学級担任

3 この会議の表彰の審査については、校長は必要に応じて表彰候補者の推薦者を会議に出席させることができる。

4 この会議の事務は、学生課において処理する。

( 人事諮問会議 )

第27条 校長の諮問に応じて、教員の人事に関する事項 ( 個別的な案件を除く。 ) について校長に助言するため、本校に人事諮問会議を置く。

2 この会議は、専任教員の互選により選出された3名の委員と校長をもって構成し、校長が主宰する。

資料11 - 1 - - 1 ( 6 / 8 )

- 3 委員の任期は、1年とする。
- 4 委員は、この会議の審議事項について、秘密を守る義務を負うものとする。

(委員会)

第28条 本校に運営協議会の諮問に応じて答申し、これに建議するため、本校に次に掲げる委員会を置く。

- (1) 入試委員会
- (2) 教務委員会
- (3) 学生委員会
- (4) 寮務委員会
- (5) 専攻科委員会
- (6) 将来構想検討委員会
- (7) 総合情報メディア委員会
- (8) 国際交流委員会

- 2 前項に定める委員会の外、必要に応じ、委員会を置くことができる。
- 3 各委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(主任会議)

第29条 各学科主任及び学系主任が、担当事項について連絡協議するため、本校に主任会議を置く。

- 2 この会議に議長を置き、構成員の互選によって定める。
- 3 この会議の運営その他必要事項については、主任会議が定める。
- 4 この会議の事務は、庶務課において処理する。

(学級担任会議)

第30条 各学級担任が、担当事項について連絡協議するため、本校に学級担任会議を置く。

- 2 この会議に議長を置き、構成員の互選によって定める。
- 3 この会議の運営その他必要事項については、学級担任会議が定める。
- 4 この会議の事務は、学生課において処理する。

(学科会議及び学系会議)

第31条 学科主任及び学系主任の所掌する校務に関して連絡協議するため、各学科及び学系に、それぞれ学科会議又は学系会議を置く。

- 2 これらの会議は、当該学科又は学系に属する専任教員又は関係職員をもって構成し、当該学科主任又は学系主任が主宰する。

(調査研究会)

第32条 運営協議会の諮問に応じて、特定課題について調査研究を行い、これに報告書を提出するため、調査研究会を置く。

- 2 調査研究会の委員は、教職員の申出に基づき校長が任命する。
- 3 各課題ごとの調査研究会の存続期間と委員の任期は、その都度定める。
- 4 調査研究会の代表者は、委員の互選によって定める。
- 5 調査研究会の事務は、その都度指定する事務部の部局で処理する。

資料11 - 1 - - 1 ( 7 / 8 )

( 雑則 )

第33条 この規則に定めるものの外、この規則の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 木更津工業高等専門学校の学科主任等の設置に関する暫定規則（昭和55年規則第2号）は廃止する。
- 3 この規則第22条に規定する入学者の選考基準、学業成績の評価基準及び学生の賞罰基準が決定されるまでの間、入学者の選考並びに学生の成績審査及び賞罰審査は、第24条から第26条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年6月16日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年10月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成12年12月1日から施行する。
- 2 この規則の第14条の2第2項の職員の任期は、同上第3項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。



資料11 - 1 - - 1 ( 8 / 8 )

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

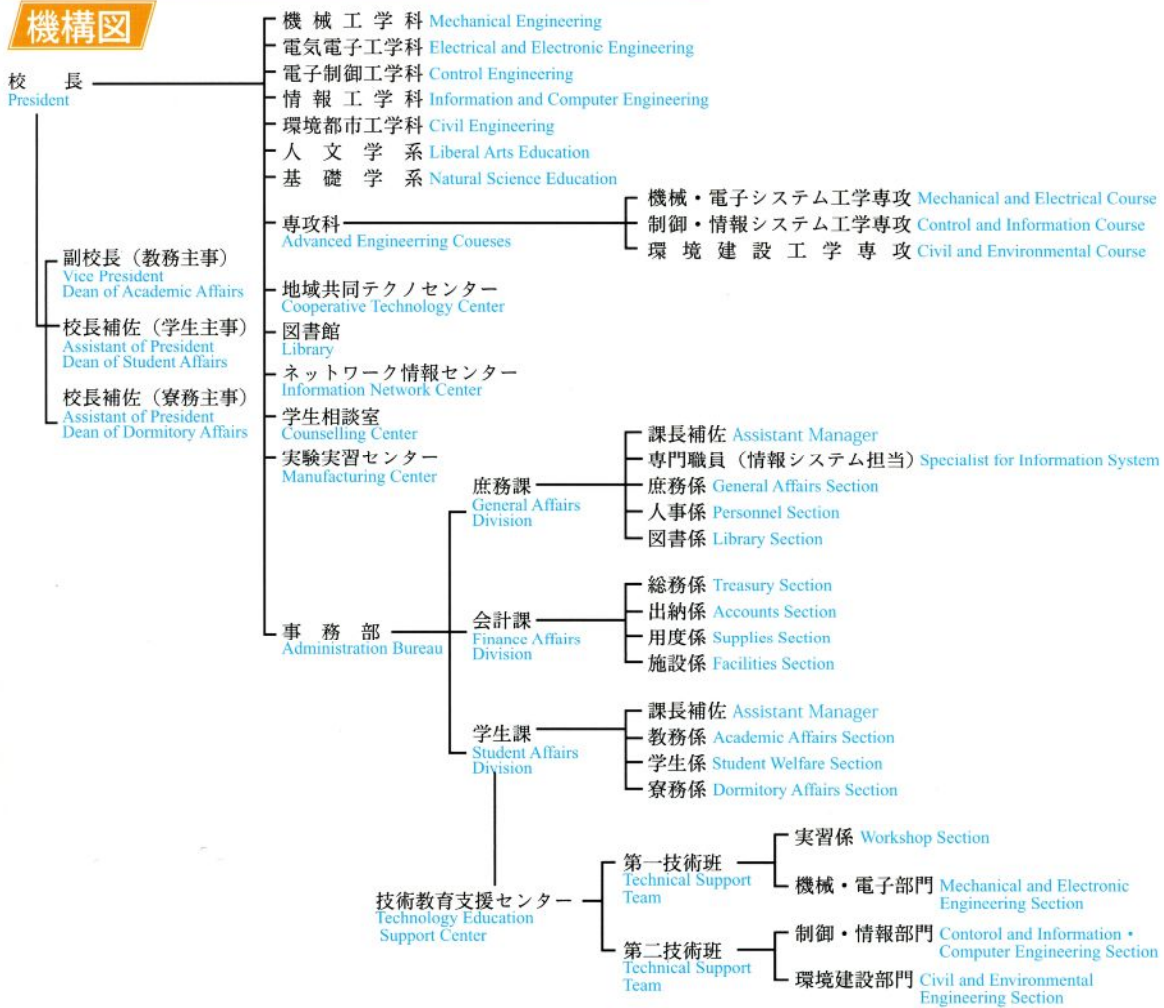
この規則は、平成17年10月6日から施行する。

( 出典 木更津工業高等専門学校『規程集』 )

木更津工業高等専門学校 組織図

**組 織 ORGANIZATION**

**機構図**



(出典 『木更津工業高等専門学校 学校要覧 2005』 3 頁)

観点11 - 1 - : 管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

(観点に係る状況)

本校の管理運営に関しては、学則及び諸規則等により詳細に定められているが、各組織の所掌する事項の運営に当たっては、最適な委員を充てるための校長による任命も含め、年度ごとに全教職員において職務の分担を行い、効率的な運営を行っている(資料11 - 1 - - 1)。

特に、運営協議会については毎月第1, 第3木曜日を定例として開催することが決められており(資料11 - 1 - - 2), 教官会議については毎月第2木曜日を定例として開催することが決められている(資料11 - 1 - - 3)。また、教務委員会等については毎月1回の開催が通常であり、その他の委員会等に関しても、同様の頻度で開催されている。

なお、新たに生じる問題に適切に対処することを目的とし、組織運営規則第32条において「調査研究会」の設置が定められているが、各調査研究会は、運営協議会の諮問に応じて、特定課題について調査研究を行い、これに報告書を提出することとされている。例えば、平成17年9月には「混合学級導入の具体的な在り方」調査研究会が組織されたが(資料11 - 1 - - 4), 当調査研究会は短期間の内に集中して活発な活動を行い、平成17年10月の「中間まとめ」に続き、平成18年4月には「混合学級導入の具体的な在り方について(平成17年度最終まとめ)」を提出している(資料11 - 1 - - 5)。

事務組織については、平成18年6月1日現在において、庶務課、会計課、学生課の3課体制で業務に当たっているが、各課の所掌事務については「木更津工業高等専門学校事務組織規程」(以下「事務組織規程」という。)(資料11 - 1 - - 6)により定められており、また、実際の業務に当たっては、個々の規則及び要領等において詳細に定められている。

なお、運営協議会での連絡事項等については、運営協議会の開催後に開催される各学科・学系、各課での会議において細大漏らさず確実に伝えられている(資料11 - 1 - - 7)。

(分析結果とその根拠理由)

本校では、各種規則等に基づき各種委員会及び事務組織が組織されており、毎年度、校長による委員の任命も含め、適切に役割を分担し、支障なく校務を処理している。また、必要に応じ「調査研究会」等を立ち上げ、効果的な活動を行っていると判断される。



## 木更津工業高等専門学校運営協議会の運営に関する内規

### 木更津工業高等専門学校運営協議会の運営に関する内規

昭和56年 4月16日

細 則 第 3 号

- 1 木更津工業高等専門学校の組織及び運営に関する規則第23条第4項に基づき、運営協議会の運営に関する必要な事項について定める。
- 2 運営協議会は、毎月第1、第3木曜日を定例とする。ただし、必要のある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 校長に事故あるときは、教務主事が校長の代理となって主宰する。  
(2) 主事又は主任に事故あるときは、それぞれの主事補、又は、それぞれの学科・学系の専任教員（助手を除く。）のうちから代理に出席させることができる。
- 4 議案の提出は、校長が行う。  
(2) 主事又は主任がそれぞれの所掌事項で議案の提出を必要とする場合は、あらかじめ校長に申し出るものとする。  
(3) 図書館長、ネットワ - ク情報センタ - 長、実習工場長、学生相談室長及び地域共同テクノセンタ - 長がそれぞれの所掌事項で議案の提出を必要とする場合は、あらかじめ校長に申し出るものとする。
- 5 校長は、必要ある場合は、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

#### 附 則

この内規は、昭和56年4月16日から施行する。

#### 附 則

この内規は、平成3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

( 出典 木更津工業高等専門学校 『規程集』 )

## 木更津工業高等専門学校教員会議の運営に関する内規

### 木更津工業高等専門学校教員会議の運営に関する内規

昭和56年 4月 9日  
細 則 第 3 号

- 1 木更津工業高等専門学校の組織及び運営に関する規則（以下「規則」という。）第22条第4項に基づき、教員会議の運営に関する必要な事項について定める。
- 2 教員会議は、毎月第2木曜日を定例とし、校長が招集する。ただし、必要のある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 議長は、議案の整理及び会議の進行と運営を行う。
  - (2) 教員会議に副議長を置く。副議長は、議長の職務を助け、議長に事故あるときは、副議長がその職務を行う。副議長は、校長、主事及び議長以外の構成員の互選によって定める。
  - (3) 議長及び副議長の任期は1年とし再任を妨げない。
- 4 教員会議の審議事項に関する議案は、規則に定めるもののほか、3名以上の専任教員が連帯して提案する議案とする。
  - (2) 前項の専任教員の提案する議案は、教員会議開催日の3日前までに案を附して庶務課に提出するものとする。
- 5 事務部の事務部長及び課長は、教員会議に常時出席し、議長の許可を得て意見を述べることができる。
  - (2) 教員会議は、議長が特に指定した場合以外は、本校の全ての教職員に公開されるものとする。

#### 附 則

この内規は、昭和56年4月9日から施行する。

#### 附 則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

( 出典 木更津工業高等専門学校『規程集』 )

## 「混合学級導入の具体的な在り方」調査研究会の経緯

「混合学級導入の具体的な在り方」調査研究会の経緯（平成17年度までの記録）

平成17年9月1日(木)に運営協議会の諮問を受け調査研究会が発足した。

諮問課題：混合学級導入の具体的な在り方

任 期：平成17年9月1日から平成18年3月31日まで

調査研究会の設置は平成19年3月31日まで延長された。

メンバー：高遠節夫（主査・学生主事・基礎学系）

小澤健志（人文学系）

鈴木道治（基礎学系）

大橋太郎（電子制御工学科）

鬼塚信弘（環境都市工学科）

青木優介（環境都市工学科）

椎名則之（学生課長）

会 議 等：第1回会議 9月8日(木) 16:05～ 第一会議室にて  
 第2回会議 9月16日(金) 16:40～ 学生課会議室にて  
 視察調査 9月27日(火) 13:00～ 有明高専にて  
 第3回会議 9月29日(木) 16:40～ 学生課会議室にて  
 第4回会議 10月7日(金) 17:00～ 学生課会議室にて  
 中間まとめ 10月13日(木) 15:20～ 教官会議に提出  
 第5回会議 10月14日(金) 17:00～ 学生課会議室にて  
 第6回会議 11月11日(金) 17:00～ 学生課会議室にて  
 第7回会議 11月25日(金) 17:00～ 学生課会議室にて  
 第8回会議 2月10日(金) 17:00～ 学生課会議室にて  
 平成18年度第1学年担任会と合同会議  
 2月16日(木) 14:00～ コミュニティルームBにて  
 第9回会議 3月15日(水) 16:30～ 学生課会議室にて

（出典 「混合学級導入の具体的な在り方について(平成17年度最終まとめ)」14頁）

## 「混合学級導入の具体的な在り方について(平成17年度最終まとめ)」

平成18年 4 月 27 日

校長 河上恭雄 殿

「混合学級導入の具体的な在り方」調査研究会  
主査 高遠節夫

混合学級導入の具体的な在り方について (平成17年度最終まとめ)

### I 「中間まとめ」以降の経緯

木更津高专における混合学級については、本調査研究会より提出された「混合学級導入の具体的な在り方について(中間まとめ)」が平成17年10月20日開催の運営協議会において承認され、その結果、「平成18年度以降の入学者に対し、第2学年においてのみ混合学級を導入する」ことが決定された。

そして、導入にあたっては、次の3点を主な目的とすることとされた。

- (1) 学生間のコミュニケーションの拡大
- (2) 低学年教育における問題解決
- (3) 複合的な視点を持つ専門技術者の育成

次に、これら目的達成のための具体的な施策に関する検討に入ったが、混合学級導入決定の段階において、検討課題として、以下の事項が残されていた。

- ・各学年での指導方針の再構築(体系化)
- ・学科横断科目の導入
- ・各学年における行事(見直しを含む)
- ・特に第2学年における複合的な授業科目の導入(第1学年も含む)
- ・特に第1・2学年におけるカリキュラム編成(授業時間割を含む)
- ・第2学年における授業科目および評価方法の在り方
- ・第1および2学年における担任の在り方
- ・学生指導に関する一般系と専門系の連携
- ・クラス編成の方法
- ・事務的な処理方法等
- ・その他の混合学級導入に伴う諸問題

検討に先立ち、上記の事項の見直しを行ったが、内容によっては、個別に論じられるのではなく、その有機的な関連から、同一の委員会等において併せて審議されるべきと判断される事項も複数あった。

よって、調査研究会は、上記審議項目についての整理を行い、その結果、教務委員会および学生委員会に対し、次のような分担による検討を依頼した。

#### 教務委員会

- ・第1学年における専門科目の充実について
- ・第2学年における「創造基礎(仮称)」について
- ・担任の在り方について
- ・第1学年におけるHRの活用について

#### 学生委員会

- ・学校行事全体の見直しについて



資料11 - 1 - - 6 ( 1 / 3 )

## 木更津工業高等専門学校事務組織規程

### 木更津工業高等専門学校事務組織規程

平成12年 4月 1日  
規 則 第 4 号

#### ( 趣 旨 )

第 1 条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校規則第1号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第4号）第9条並びに木更津工業高等専門学校の組織及び運営に関する規則（昭和56年規則第 1 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）の事務組織及びその所掌事務について定める。

#### ( 事務組織 )

第 2 条 本校の事務部に庶務課、会計課及び学生課を置く。

#### ( 庶務課の所掌事務 )

第 3 条 庶務課においては、次の事務をつかさどる。

- ( 1 ) 本校の事務に関し、総括し及び連絡調整すること。
- ( 2 ) 機密に関すること。
- ( 3 ) 儀式その他諸行事及び会議に関すること。
- ( 4 ) 学則その他諸規則等の制定及び改廃に関すること。
- ( 5 ) 自己点検・評価に関すること。
- ( 6 ) 内地及び在外研究員に関すること。
- ( 7 ) 国際交流に関すること。
- ( 8 ) 民間等との共同研究の受入に関すること。
- ( 9 ) 科学研究費等研究助成金の申請に関すること。
- ( 10 ) 公文書類の接受、発送及び整理・保管に関すること。
- ( 11 ) 公印の管守に関すること。
- ( 12 ) 事務の情報化推進に関すること。
- ( 13 ) 情報公開に関すること。
- ( 14 ) 広報、渉外に関すること。
- ( 15 ) 構内警備に関すること。
- ( 16 ) 教職員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること。
- ( 17 ) 教職員の給与に関すること。
- ( 18 ) 教職員の研修及び勤務評定に関すること。
- ( 19 ) 教職員の健康管理、福祉及び災害補償に関すること。
- ( 20 ) 共済組合の長期給付及び退職手当に関すること。

資料11 - 1 - - 6 ( 2 / 3 )

- (21) 教職員の栄典，表彰に関する事。
  - (22) 人事記録に関する事。
  - (23) 労働組合に関する事。
  - (24) 図書を選定に関する事。
  - (25) 図書館資料の受入れ，整理及び保管等に関する事。
  - (26) 図書館資料の閲覧，貸出し等利用に関する事。
  - (27) 図書館における参考奉仕（検索指導，読書相談等）に関する事。
  - (28) 調査統計，その他諸報告に関する事。
  - (29) その他他の課の所掌に属さない事務を処理する事。
- （会計課の所掌事務）

第4条 会計課においては，次の事務をつかさどる。

- (1) 予算及び決算に関する事。
  - (2) 物品の管理に関する事。
  - (3) 会計の監査に関する事。
  - (4) 支出決議及び契約に関する事。
  - (5) 収入，支出及び計算証明に関する事。
  - (6) 給与の支給に関する事。
  - (7) 所得税等の徴収に関する事。
  - (8) 不動産の管理及び処分に関する事。
  - (9) 土地，建物の借入に関する事。
  - (10) 宿舎に関する事。
  - (11) 受託研究及び民間等との共同研究に関する事。
  - (12) 科学研究費等の経理及び寄附金に関する事。
  - (13) 共済組合（長期給付を除く。）に関する事。
  - (14) 会計機関の公印の管守に関する事。
  - (15) 土地，建物及び工作物の維持保全に関する事。
  - (16) 学校環境の整備保全に関する事。
  - (17) その他会計経理及び営繕に関する事務を処理する事。
- （学生課の所掌事務）

第5条 学生課においては，次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者の選抜に関する事。
- (2) 学生の修学指導に関する事。
- (3) 教育課程の編成及び授業に関する事。
- (4) 学生の学業成績の整理に関する事。
- (5) 学生の学籍に関する事。
- (6) 学生の進路指導に関する事。
- (7) 外国人留学生に関する事。
- (8) 学生の賞罰に関する事。

資料11 - 1 - - 6 ( 3 / 3 )

- ( 9 ) 学生の課外活動に関する事。
- ( 10 ) ネットワ - ク情報センタ - の事務に関する事。
- ( 11 ) 学生募集等の広報に関する事。
- ( 12 ) 学生課に属する公印の管守に関する事。
- ( 13 ) 学生及び学生団体の指導監督に関する事。
- ( 14 ) 学生の奨学金に関する事。
- ( 15 ) 学生の入学料、授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除に関する事。
- ( 16 ) 学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関する事。
- ( 17 ) 学生の健康管理及び保健施設の管理運営に関する事。
- ( 18 ) 学生のカウンセリングに関する事。
- ( 19 ) 学生の旅客運賃割引証その他証明に関する事。
- ( 20 ) 学生寮の管理運営に関する事。
- ( 21 ) 寮生の入退寮に関する事。
- ( 22 ) 寮生の生活相談等に関する事。
- ( 23 ) その他教務，厚生補導及び寮務に関する事務を処理する事。

( 細則 )

第 6 条 この規程に定めるもののほか，課の組織及び事務分掌については，別に定める。

附 則

- 1 この規程は，平成12年 4 月 1 日から施行する。
- 2 木更津工業高等専門学校事務組織規程（昭和47年規則第 5 号）は廃止する。

附 則

この規程は，平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，平成16年 4 月 1 日から施行する。

( 出典 木更津工業高等専門学校『規程集』 )

## 人文学系会議 議事要旨

## 平成17年度 第1回 人文会議 議事要旨

日 時：平成17年4月14日(木) 15:30～17:30

場 所：共通ゼミ室A

出席者：五十嵐、中村、平安、室井、荒木、篠村、小澤、清野、加藤、坂田、岩崎、武長

記 録：小澤

議 題：

平成17年度第1回運営協議会の報告(各資料参照)

## 協議題

1. 木更津工業高等専門学校学業成績審査内規の一部を改正する内規(案)について
  - ・試験時の途中退出に関する内規の改正を了承した(退出は一切なし)。
2. 平成18年度専攻科学生募集要項(案)について
  - ・案のとおりで了承された。なお、JABEEに関連する記述(「生産システム工学プログラム」は4年から始まるということ等)が追加される予定である。
3. 平成17年度公開講座実施計画(案)等について
  - ・公開講座等については、資料のとおり実施予定であるとのこと。なお、公開講座の受講料のその後の扱いについては現時点では定まっていないとのこと。
4. 平成17年度寄附金申請について
  - ・C高橋：80万円、C黒川：50万円、C上村100万円2件の、計4件330万円あり。

## 連絡・報告事項

1. 学生の身分異動について(17. 3. 31現在)
  - ・資料のとおりである。
2. 学生の身分異動について(17. 4. 1 現在)
  - ・資料のとおりである。なお、研究生の学籍番号の扱いについては検討中である。
3. 平成17年度外国人留学生について
  - ・資料のとおりである。
4. 平成17年度ロボットコンテスト並びにプログラミングコンテスト委員の選出について
  - ・人文からの選出は、「専門性」という観点から、両コンテストに関して行わないこととした。
5. 寮生数一覧表について(17. 4. 6 現在)
  - ・資料のとおりである。なお、現在は定員いっぱいを受け入れている状態である。
6. 木更津高専H16年度計画実施状況および自己評価・評定について
  - ・機構本部より3月25日(後日29日に変更)までに提出を求められたものであるが、運協への提出は今回が初めてである。
  - ・機構自体の評価を行うために提出を求められたものである。
  - ・今回のものは最終版ではない。最終版が出来た時には「教職員LocalHomepage」で公開される可能性もある。

観点11 - 1 - : 管理運営の諸規定が整備されているか。

( 観点に係る状況 )

本校の管理運営に関しては、組織運営規則において、詳細に本校の内部組織について定められており、併せて本校の管理運営に関する主要な校務の処理手続について明らかにされている。更に、同規則に基づき、例えば木更津工業高等専門学校教務委員会規則 ( 資料11 - 1 - - 1 ) に見られるように、各委員会等の規則等についても詳細に定められており、これらに関しては、『規程集』( 現地閲覧資料24 『規程集』 ) にまとめられている。

なお、規則等の制定又は改廃が必要となった場合には、当該規則等に関する審議がまず運営協議会において行われ、次に教官会議において協議題として審議が行われ、再度運営協議会に戻り最終的な決定が行われている。

また、制定及び改廃が決定した規則等に関しては、「校報」に掲載することにより ( 資料11 - 1 - - 2 ) 全教職員への確実な周知が図られている。

( 分析結果とその根拠理由 )

本校では、組織運営規則をはじめとする管理運営に関する諸規則等が十分に存在している。また、必要に応じた規則等の制定及び改廃も活発に行われており、更に「木更津高専校報」による全教職員への最終的な周知徹底も図られている。よって、管理運営の諸規定の整備に関して、問題はないと判断される。

## 木更津工業高等専門学校教務委員会規則

### 木更津工業高等専門学校教務委員会規則

平成13年4月1日  
規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、木更津工業高等専門学校の組織及び運営に関する規則（昭和56年4月1日規則第1号）第28条第3項の規定に基づき、教務委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程及び授業時間割並びに年間行事計画に関すること。
- (2) 試験及び評価その他履修に関すること。
- (3) 学校行事（学生委員会が所掌する事項を除く。）に関すること。
- (4) その他教務に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教務主事
  - (2) 教務主事補
  - (3) 学科・学系から選出された教員各1名
- 2 委員会の委員は、校長が委嘱する。
- 3 第1項第3号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させその意見を聴取することができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるものの外、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(出典 木更津工業高等専門学校『規程集』)

「木更津高専校報」第32号 表紙



# 木更津高専校報

## 第 32 号

平成 16 年 5 月～平成 16 年 9 月

### 目 次

◎ 校内規則等	
○木更津工業高等専門学校中期計画推進委員会規則……………	1
○木更津工業高等専門学校の組織及び運営に関する規則の一部 を改正する規則……………	1
○木更津工業高等専門学校実習工場運営規程の一部を 改正する規則……………	2
○木更津工業高等専門学校広報委員会規則の一部を 改正する規則……………	2
○木更津工業高等専門学校ファカルティ・デベロップメント推進委員会規則 の一部を改正する規則……………	2
○木更津工業高等専門学校 J A B E E 認定推進委員会規則 の一部を改正する規則……………	3
○木更津工業高等専門学校基本構想検討専門委員会規則 を廃止する規則……………	3
○木更津工業高等専門学校運営協議会の運営に関する内規 の一部を改正する内規……………	3
◎ 諸 報	
○平成 16 年度前期課外活動報告 ……………	4
○平成 16 年度共同研究受入実績 ……………	8
○平成 16 年度公開講座実施状況 ……………	8
○平成 16 年度奨学寄附金受入状況 ……………	9
○平成 16 年度科学研究費補助金採択状況 ……………	10
◎ 人事関係	
○人 事 異 動 ……………	10
◎ 行 事 日 誌 (5 月～9 月) ……………	11
◎ 行 事 予 定 (10 月～12 月) ……………	13

平成 16 年 1 1 月 1 1 日 発行 (木更津高専庶務課庶務係)

(出典 「木更津高専校報」第32号 表紙)

観点11 - 2 - : 外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されているか。

( 観点に係る状況 )

本校では、学則第 1 条の 2 において自己評価等について規定しているが、その第 2 項において「点検及び評価の結果について、本校の職員以外の者による検証を行うものとする。」としている。なお、外部評価の詳細については「木更津工業高等専門学校外部評価実施要領」において定められている(資料11 - 2 - - 1)。

本校における初めての外部評価は平成12年度において実施されたが、2 回目であり直近となる外部有識者(資料11 - 2 - - 2)による評価は、『外部評価資料 - 平成14年 5 月以降の本高専の現状並びに取り組みについて - 』(資料11 - 2 - - 3)等の諸資料を事前配付した上で、平成16年 9 月 9 日に実施された(資料11 - 2 - - 4)。

なお、今回の評価に当たって焦点は、社会的な情勢及び本校の活動状況に鑑み、以下の 4 点に絞られた。

- (1) 教育の高度化 - 専攻科の現状 -
- (2) 地域社会の連携強化 - 地域共同テクノセンターの現状 -
- (3) 教育の国際標準化 - JABEE認定申請に向けての現状 -
- (4) 独立行政法人としてめざす教育 - 中期計画の策定 -

これらに関する外部有識者の意見は平成16年11月に『外部評価報告書』(資料11 - 2 - - 5)にまとめられた後、関係委員会等において検討され、その対応策等については「外部評価に対する対応策」(資料11 - 2 - - 6)の形で集約されるとともに、具体的な改善活動が行われた。

( 分析結果とその根拠理由 )

本校では、外部有識者の意見は「外部評価委員会」において集約され、提出された意見等は『外部評価報告書』にまとめられている。そして同報告書に基づき、関係委員会等が諸問題に対する対応について検討し、速やかに改善活動を行っている。よって、本校では、外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されていると判断される。



## 木更津工業高等専門学校外部評価実施要領

### 木更津工業高等専門学校外部評価実施要領

#### (趣旨)

第1 高等専門学校は、学校教育法並びに独立行政法人通則法に基づき、それぞれの評価機関による評価を受けることと定められている。同時にJABEEの認定には学外有識者による評価が求められていることから、本校における教育・研究活動及び地域連携等の状況の自己点検及び評価の結果について、学外の有識者による外部評価を行い、教育・研究活動の改善とその水準の向上並びに地域連携の活性化に資するものとする。

#### (外部評価委員会)

第2 本校に、第1の外部評価を実施するため、学外の有識者による外部評価委員会を置く。

#### (外部評価委員会委員)

第3 外部評価委員会の委員は、次の構成とし、校長が別紙のとおり委嘱する。

企業関係の有識者 2名

教育関係の有識者 2名

その他有識者 2名

#### (外部評価の実施方法及び項目)

第4 外部評価委員会による外部評価の実施方法及び項目は、別に定める。

#### (外部評価報告書の取りまとめ)

第5 校長は、外部評価委員会による外部評価の結果を、外部評価報告書として取りまとめる。

#### (事務)

第6 外部評価に関する事務は、庶務課において処理する。

#### 附 則

この要領は、平成16年7月8日から実施する。

(出典 木更津工業高等専門学校 外部評価実施要領)

## 木更津工業高等専門学校 外部評価委員会 委員名簿

各委員の所属および役職等
教育関係
君津地方中学校校長会・会長（袖ヶ浦市立平川中学校長）
千葉大学大学院自然科学研究科・研究科長
企業関係
ソニーイーエムシーエス（株）木更津テック・人事総務部長
双葉電子工業（株）・常務取締役
その他
木更津工業高等専門学校後援会・会長
木更津工業高等専門学校技術振興交流会・会長

（出典 木更津工業高等専門学校外部評価委員会資料）

『外部評価資料』表紙

# 外部評価資料

—平成14年5月以降の本高専の現状並びに取り組みについて—

平成 16 年 8 月

木更津工業高等専門学校

(出典 木更津工業高等専門学校外部評価委員会資料)

## 木更津工業高等専門学校 外部評価委員会日程表

## 平成16年度 木更津工業高等専門学校外部評価委員会日程表

1. 実施日時：平成16年9月9日（火）11時00分～16時00分

2. 場 所：木更津工業高等専門学校第1会議室

3. 次 第：

本校概要説明等【司会：庶務課長】

(1) 開会

(2) 校長挨拶

(3) 外部評価委員及び本校関係者紹介

外部評価委員、校長、副校長（教務主事）、校長補佐（学生主事・寮務主事）、  
事務部長、庶務課長、会計課長、学生課長

(4) 本校概要説明（副校長）

校内施設視察

総合教育棟 第1研究棟1階MEシステム工学専攻実験室 第3研究棟2階CC工学専攻実験室

地域共同テクノセンター 図書館 学生寮

ヒアリング【司会：庶務課長】

(1) 外部評価委員及び本校関係者紹介

外部評価委員、校長、副校長（教務主事）、校長補佐（学生主事・寮務主事）、専攻  
科長、学科・学系主任、地域共同テクノセンター長、JABEE認定推進委員長、中期計画  
策定ワーキンググループ長、事務部長、庶務課長、会計課長、学生課長

(2) 会 議

議長選出（長野委員を選出）

資料を基にした説明【議事進行：議長】

- ・ これまでの外部評価の経緯と今回の外部評価の方針（副校長）
- ・ 専攻科の現状（専攻科長）
- ・ 地域共同テクノセンターの現状（地域共同テクノセンター長）
- ・ J A B E E 認定申請に向けての現状（JABEE認定推進委員長）
- ・ 中期計画の策定（中期計画策定ワーキンググループ長）

(3) 質疑応答

(4) 今後のスケジュール

閉 会

(1) 校長挨拶

（出典 木更津工業高等専門学校外部評価委員会資料）

## 『外部評価報告書』目次

## 目 次

1 . 木更津工業高等専門学校外部評価実施要領 . . . . .	1
2 . 平成 1 6 年度木更津工業高等専門学校外部評価委員名簿 . . . . .	2
3 . 平成 1 6 年度木更津工業高等専門学校外部評価の実施方法及び項目 . . . . .	3
4 . 木更津工業高等専門学校外部評価委員会等日程 . . . . .	4
5 . 平成 1 6 年度木更津工業高等専門学校外部評価委員会日程表 . . . . .	5
6 . 外部評価委員会委員に配布した資料一覧 . . . . .	6
7 . 外部評価に際して . . . . .	7
8 . 外部評価委員の評価内容	
専攻科の現状 . . . . .	1 0
地域共同テクノセンターの現状 . . . . .	1 4
J A B E E 認定申請に向けての現状 . . . . .	1 7
中期計画の策定 . . . . .	1 9
その他 . . . . .	2 1
9 . 木更津工業高等専門学校外部評価書様式 . . . . .	2 4

( 出典木更津工業高等専門学校外部評価委員会資料 )

## 外部評価結果に対する対応策

外部評価結果に対する対応策	
【専攻科の現状】	
外部評価委員の評価内容	今後の対応策
1. 教育課程の科目編成と目指す技術者像との整合性について	
評価できる点	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「ものづくりを基本とする技術者」を目指していること。この点については企業側としても高く評価します。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>少人数ですので学生が十分に授業、実験、研究に専念できること。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「技術者倫理」を必須科目にしたことは、最後は人間性にあるということから方針としては大変よいと思います。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>実践的専門技術者の育成を目的として、研究・実験・演習を中心とした科目配分になっており評価できる。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>2度にわたる改訂等により、当初の教育目標に近づける努力をしている点は評価できる。</li> </ul>	
問題点	
<ul style="list-style-type: none"> <li>専門専攻科目の選択において、学科により選択の幅がある。ほとんど選択の余地がない学科もある。学生数が少ないので科目をあまり増やせないと思うが、できるだけ選択肢を増やし、色々な科目を選択できるのが望ましい。</li> </ul>	「専門専攻科目」の見直し： 各専攻において、選択肢のある開講科目とその内容の検討を行う予定である。
<ul style="list-style-type: none"> <li>J A B E E への対応を含め外国語、特に英語の強化が必要と思う。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の日本の技術者に求められる重要な視点は、不易である「人間形成」にあると思う。そのための方策をカリキュラムに色濃く出せたらと思う。</li> </ul>	「人間形成」の重視： その対策の1つとして、「技術者倫理」の講義開設を検討している。
<ul style="list-style-type: none"> <li>専門共通科目の開講は目標とする人材養成にとって重要である。ただし、選択科目は専門性が高過ぎるのではないかという心配がある。講義への工夫が必要であろう。</li> </ul>	「専門共通科目」の見直し： 専攻科設置4年目にあり、教育内容の充実とJABEE受審への対応の観点から、バランスのとれた基礎学力育成のための開講科目とその内容を検討している。
その他の提言	
<ul style="list-style-type: none"> <li>本科同様英語力を維持できるような科目がないのは止むを得ないかもしれないが、検討は必要かと思えます。例えば、本科にて5年間（これは、高校3年・学部2年分）を少なくとも1回/週、授業で実施し、専攻科においても技術英語を1年次で修得または自己啓発（通信教育等）を促されては如何でしょうか。</li> </ul>	「英語力」の強化： 本科から専攻科修了までの継続的な英語力の強化が求められている。本科での受信型の英語力から、専攻科の発信型の英語力の強化に向けて、担当者との検討を予定したい。
<ul style="list-style-type: none"> <li>国際標準語としての英語に更に注力すべきと思います（技術英語前の英語力ボトムアップ）。</li> </ul>	

（出典 「外部評価結果に対する対応策」 1 頁 [書式は「縦」等に変更]

観点11 - 3 - : 自己点検・評価（や第三者評価）が高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、それらの評価結果が公表されているか。

（観点に係る状況）

本校では、自己点検・評価について規定する「木更津工業高等専門学校自己点検等に関する規則」（以下「自己点検等規則」という。）が制定されており（資料11 - 3 - - 1），本校の活動について、必要がある場合は専門委員会を設置し、総合的に評価することが定められている。

自己点検等規則に基づく最初の自己点検等は平成8年に行われ、その結果は平成9年3月に『自己点検・評価報告書』にまとめられた。また、平成10年度には、同報告書を受け、その後の改善状況等も視野に入れた自己点検等が再度行われ、その結果は平成11年3月に『木更津工業高等専門学校 現状と課題』にまとめられた。

直近ものとなる平成13年度に実施された自己点検等においては、過去の評価等に基づき、以下の項目に重点を置いた点検が行われ、その評価結果は平成14年5月に『現状と課題 - 自己点検・評価報告書 - 』にまとめられ（現地閲覧資料25『現状と課題 - 自己点検・評価報告書 - 』），本校の全教職員に配付された。

学校運営

- (1) 組織・運営機構      (2) 施設整備      (3) 教官人事

教育活動

- (1) 学生受入れ組織・運営機構      (2) カリキュラム      (3) 学校行事  
(4) メンタルヘルスケア      (5) 女子寮の運営

地域との交流

- (1) 地域との交流

また、直近の外部評価は、特に前述の『外部評価資料 - 平成14年5月以降の本高専の現状並びに取り組みについて - 』等に基づき、平成16年9月に実施された。評価結果は『外部評価報告書』としてまとめられた。これに基づいて関係委員会等是对応策について審議したが、これらは「外部評価結果に対する対応策」として集約され、本校のウェブサイト（教職員LocalHomepage）に掲載され、閲覧可能となっている（資料11 - 3 - - 2）。

なお、準学士課程第4学年から専攻科課程第2学年までの4年間を一貫した一つの課程として設定した「生産システム工学」教育プログラムは平成17年度において「日本技術者教育認定機構」による審査を受けたが、当プログラムは「工学（融合複合・新領域）関連分野」において、教育活動の品質が満足すべきレベルにあり、また、その教育成果が技術者として活動するために必要な最低限度の知識や能力の養成に成功しているとして、JABEE認定基準に適合していることが認定された（資料11 - 3 - - 3）。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、自己点検・評価等が継続的に行われており、その結果も周知されている。また、点検項目等は総合的な状況に関するものとなっているが、その時々において懸案とすべき事項に焦点を当てたものとなっている。更に、「外部評価結果に対する対応策」はウェブサイトに掲載されており、常時閲覧可能となっている。このようなことから、本校の自己点検・評価及びその結果の公表状況について、問題は無いと判断される。

資料11 - 3 - - 1 ( 1 / 2 )

## 木更津工業高等専門学校自己点検等に関する規則

### 木更津工業高等専門学校自己点検等に関する規則

平成 7 年10月16日

規 則 第 1 号

( 目的 )

第 1 条 この規則は、木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）における自己点検・評価に関する体制を整備し、本校の教育活動の一層の充実向上に資することを目的とする。

( 委員会 )

第 2 条 本校に、自己点検・評価の基本方針並びに実施基準等に関する事項を検討し、自己点検等を適切に実施するため、自己点検等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- ( 1 ) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- ( 2 ) 各学科・学系主任及び専攻科長
- ( 3 ) 事務部長
- ( 4 ) 庶務課長、会計課長及び学生課長
- ( 5 ) その他校長が必要と認めた者

3 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を行う。

6 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

( 専門委員会 )

第 3 条 委員会に、特定の専門事項について調査及び検討させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し、必要な事項は、委員会が別に定める。

( 点検・評価項目 )

第 4 条 点検及び評価項目は、委員会の議を経て、校長が別に定める。

( 学科等における点検及び評価 )

第 5 条 学科等（各学科・学系、専攻科、各種委員会及び事務部をいう。以下同じ。）の主任、専攻科長又は委員長等は、委員会の諮問に応じ、当該学科等の所掌に属する項目に関し、点検及び評価を行い、その結果を校長に報告するものとする。

( 点検及び評価結果への対応 )

第 6 条 校長は、委員会から報告された点検及び評価の結果に基づき、改善が必要と認められる事項については、その具体的化に努めるものとする。

2 校長は、必要がある場合は、委員会又は学科等に改善策の検討を付託することができる。

( 事務 )

第 7 条 点検及び評価に関する事務は、庶務課が処理する。



資料11 - 3 - - 1 ( 2 / 2 )

( 雑則 )

第 8 条 この規則に定めるものの外，点検及び評価に関し，必要な事項は委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則

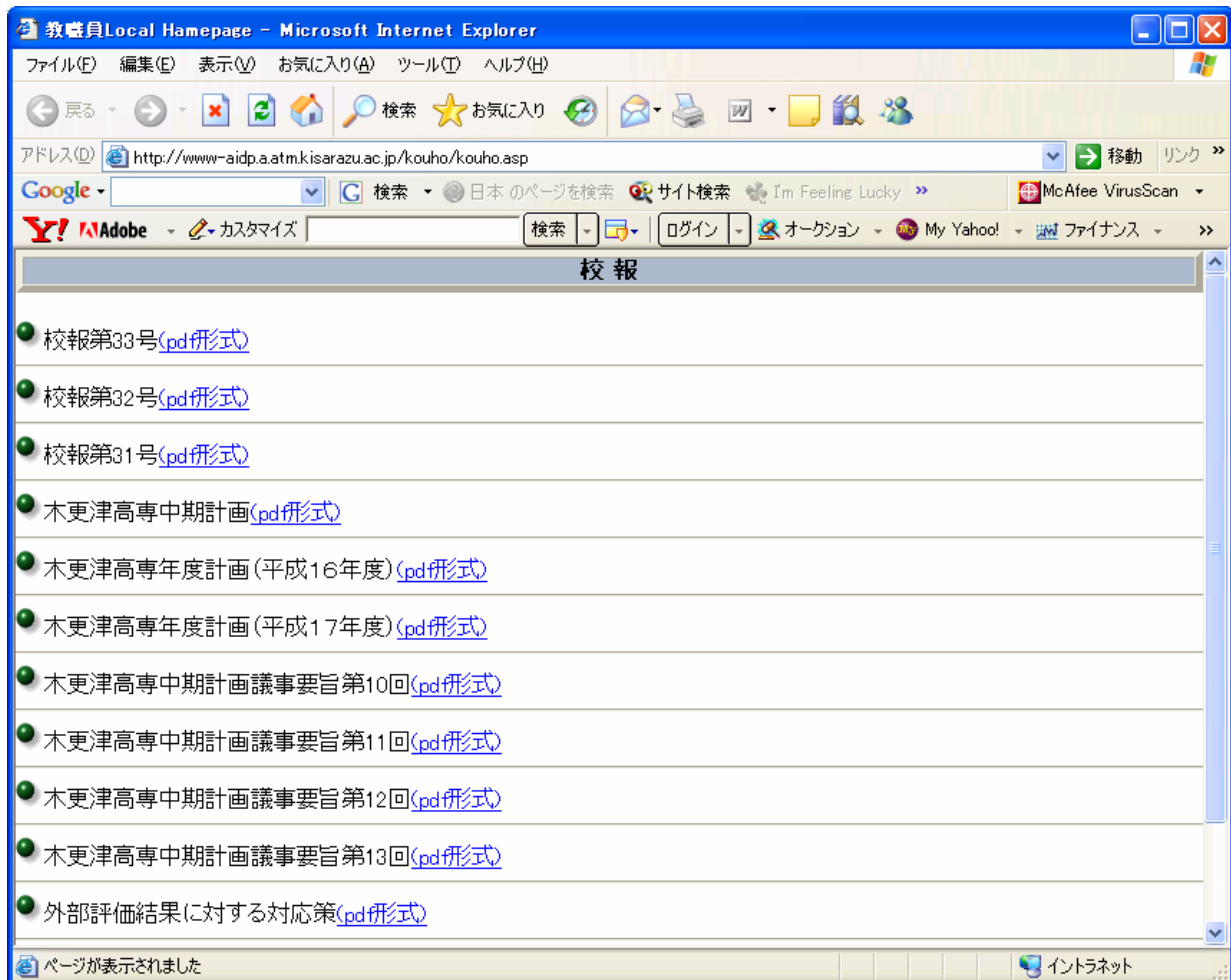
この規則は，平成 7 年10月16日から施行する。

附 則

この規則は，平成13年 4 月 1 日から施行する。

( 出典 木更津工業高等専門学校自己点検等に関する規則 )

## 外部評価結果に対する対応策の掲載状況



(出典 本校「教職員Local Homepage」ウェブサイト)

JABEE認定基準 認定証



(出典 JABEE認定基準 認定証)

観点11 - 3 - : 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されているか。

( 観点に係る状況 )

本校では、自己点検等規則第6条において「校長は、委員会から報告された点検及び評価の結果に基づき、改善が必要と認められる事項については、その具体的化に努めるものとする。」と定めている。また、同第2項において「校長は、必要がある場合は、委員会又は学科等に改善策の検討を付託することができる。」と定めている。

なお、本校の継続的教育改善システムにおいては「外部評価」が全体を総括する形となっており(資料11 - 3 - - 1 )、各評価結果は本校の目的の達成及び改善に結び付くように保証されているが、外部評価は「外部評価委員会」が行う評価に限定されるものではなく、各委員会の創意と判断により随時実施される「第三者評価」全てを指すものである。

例えば、「観点6 - 1 - 」において詳述したように、「「生産システム工学」教育プログラム」の改善活動においては関係委員会等による各種アンケート及び「学生座談会」や「専攻科修了生座談会」等が実施されたが、これらの結果は関係する委員会等に通知され、種々の改善が試みられた。特に卒業生からの「英語力の向上」を求める声は切実であったため、英語科は検討を重ね(資料11 - 3 - - 2 )、大幅なカリキュラム改訂に繋がった。

( 分析結果とその根拠理由 )

本校における各種の評価結果は関係委員会等に確実にフィードバックされており、例えば英語力向上のためのカリキュラム改訂等が各種評価結果を受けて実現されており、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが存在し、有効に運営されていると判断される。

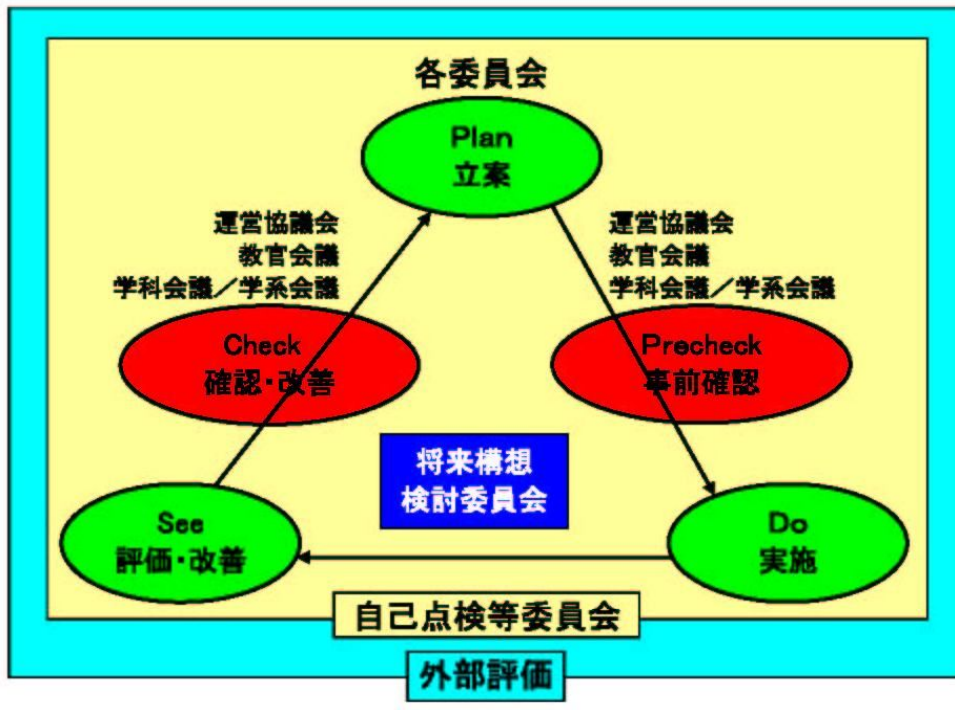
木更津高専の継続的教育改善システム - 概念図 -

木更津高専の継続的教育改善システム－概念図－

木更津高専は技術者を育成する教育機関であり、社会状況の変化等に応じ、継続的に教育内容を改善させています。このために下図のようなシステムが存在しますが、当システムの特徴として、以下のような点が上げられます。

- (1) 「将来構想検討委員会」が木更津高専の将来構想等について審議し、様々な課題についての調査・検討や執行を各委員会に依頼しています。
- (2) 各委員会は原則として「自己完結・自己責任」型で活動を行っており、それぞれの業務は「Plan-Do-See」と呼ばれる「立案-実施-評価・改善」というサイクルに基づき実行されています。
- (3) 各委員会の行う業務は、実施前の「事前確認(Precheck)」と次回の立案に反映させるための「確認・改善(Check)」という二つの過程において、全教員によるチェックを受けます。更に、この二つの過程においては、運営協議会等の複数階層においての検討がなされます。
- (4) これらのサイクルが適切に機能しているかどうかを判断するために、「自己点検等委員会」が設置されています。
- (5) 更に、木更津高専全体の活動が適切であるかどうかを判断するため、適宜「外部評価」を受けるようにしています。

このようなシステムを採用することにより、全教員が全体的な流れを理解しつつ、各委員会が独自の判断により機動的に業務を遂行し、教育内容を継続的に改善することが可能になっています。



(出典 <http://www.kisarazu.ac.jp/~jabee/improvement/>)

## 人文学系英語科 科会 議事要旨

## 平成16年度 第5回 英語科会議 議事要旨

1. 日 時：12月6日(月)13:30～14:30(後期中間試験期間中の開催)
2. 場 所：共通ゼミ室A
3. 出席者：英語科教員全員
4. 議 題：
  - (1) 平成17年度科目担当案  
配付資料参照：担任等の決定を受け、年内には最終的に決定することとした。
  - (2) 平成17年度本科入学生の使用参考書等  
各教員からの推薦を受け、最終的には当該学年を担当する教員が決定することとした。なお、決定は発注等の関係から、来年の1月末までに行うことになる。
  - (3) カリキュラム改訂WGから依頼のあった検討委員の選出  
小澤教員に検討委員をお願いすることとした。
  - (4) カリキュラムに向けての方向性  
10月に行われた「学生座談会」および「専攻科修了生座談会」の結果は先日配付された通りであるが、最も尊重されるべき学生の声は切実である。よって、平常の指導にこれまで以上の力を注ぐと共に、混合学級導入に伴うカリキュラム改訂に併せ、英語科のカリキュラムも抜本的に改善すべく、具体案についての策定を開始することとした。
  - (5) JABEE認定に関連するTOEICについて  
未受験に対しては、来年1月のTOEICに向けて、授業および掲示等により、受験を更に強く勧めることが確認された。
  - (6) 平成17年度関東甲信地区英語弁論大会  
今年度の東京都立工業高等専門学校への引率は室井教員が行い、結果は過日連絡した通りである。平成17年度はサレジオ高専で開催される予定であるが、引率等については来年度に入ってから決定することとした。
  - (7) 英語研究同好会の活動について  
配付資料参照
  - (8) 平成16年度研究費について  
配付資料参照、例年どおり、最終的な調整は2月頃に行うことが確認された。
  - (9) その他  
平成17年度は実用英検の本会場としての実施を受諾する予定である。
5. 次回日程：1月の実施を予定する。

(出典 人文学系英語科 議事要旨)

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### (優れた点)

諸規定等が良く整備されており、効率的に組織が運営されている。また、各委員会等も本校の教育の目的の達成のために、自律的な改善活動を行っている。

### (改善を要する点)

特になし。

## (3) 基準11の自己評価の概要

本校においては、教育等の目的を達成するため、校長を頂点とした主事、運営協議会、教官会議及び各種委員会等に関する「木更津工業高等専門学校の組織及び運営に関する規則」をはじめとする諸規定等が良く整備されている。また、「木更津工業高等専門学校事務組織規程」等も良く整備されており、全構成員の責務と権限が明確に規定されている。その結果、組織全体として十分に効果的な運営が行われており、中期計画(年度計画)の策定及び評価等の諸業務も滞りなく行われている。また、教育等の活動の支援及び促進を行うため、各種委員会等が創意を發揮しながら互いに協力して適切に活動を行いつつ有機的に機能を果しており、混合学級の導入なども全教職員の合意を得ながら決定された。

また、外部評価等に関しては、評価結果等は集約後直ちに関係委員会等にフィードバックされ、対応策についての検討がなされ、本校の目的の達成のための改善に結び付く諸活動が実行に移されている。なお、外部評価は有識者によるものに限定せず、本校卒業生等を含む第三者による種々の評価を全て外部評価と捉え、各評価に対する速やかな対応を行っている。その結果カリキュラム改訂等が行われるなどし、継続的な改善が行われている。

なお、本校における自己点検・評価等に関しては、平成8年度以降、その時点における重点項目等を設定し、適切な間隔で継続的に実施されている。特に最近では「生産システム工学」教育プログラム」の充実に伴う諸評価も行われたが、これらの評価結果等は、本校の目的の達成のための改善に直接的に資すると同時に、公表も行われており、教職員が常に改善事項について意識するようになっている。

以上のことから、本校の管理運営に関して、特に問題はないと判断される。